

令和 2 年 5 月 29 日
武蔵野市新型コロナウイルス
ウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言解除に伴う 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部の位置付けについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日（火）に発せられた緊急事態宣言については、緊急事態措置を実施する必要がなくなったため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日（月）に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）から、緊急事態が終了した旨が宣言され、同日官報に公示された。

緊急事態解除宣言を受け、法第 34 条第 1 項の規定に基づき、4 月 7 日（火）に設置した武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部については、法第 37 条において準用する法第 25 条の規定に基づき、5 月 26 日（火）に廃止する。

なお、新型コロナウイルス感染症については、現在も感染者が発生しており、ワクチンや治療薬も確立していないなど、引き続き感染症対策や市民への啓発等を行う必要があるため、1 月 31 日（金）に設置した武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部（任意設置）により、警戒態勢を継続する。